

預金商品説明書（定期積金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ 定期積金
2. 販売対象	・ 個人および法人。
3. 契約期間	・ 6 カ月以上 5 年以下。
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みを行います。また通帳式の場合は A T M から入金できます。 ・ 1, 0 0 0 円以上。 ・ ア 乙種・・・1, 0 0 0 円単位。 イ 甲種・・・1 0 万円を給付契約金額とした預入（払込）金額を基本とし、1 0 万円以上 1 万円単位で定める給付契約金額に相当する預入（払込）金額によります。
5. 支払方法	・ 満期日以降に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 給付補填金は満期日以降に一括して支払います。 ・ 給付補填金は付利単位を 1 0 0 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・ 個人の利息（給付補填金）には 2 0 %（国税 15 %、地方税 5 %）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315 %（国税 15.315 %、地方税 5 %）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 普通預金からの自動振替による受入ができます。 ・ 個人のものは総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに 0. 7 % 上乗せした利率。）
10. 期限前解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により計算します。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置

この街で——



預金商品説明書（定期積金）

	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰り延べない場合には、当初契約時の約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）